

第 26 回社会保障審議会	資料 1
平成 25 年 9 月 25 日	

企業年金部会の設置について

1. 設置の趣旨

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「健全化法」）」に基づく厚生年金基金制度の見直しについては、平成 26 年 4 月の施行を予定しており、今後施行に向けた詳細な制度設計の検討を進める必要がある。また、健全化法においては、厚生労働大臣が厚生年金基金に係る特例解散の認定等をする場合は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くことが法定されている。

さらに、こうした健全化法の施行に向けた準備と併せて、公的年金制度の在り方の議論を踏まえつつ、今後の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方等についてもより専門的な見地から議論を進めていく必要がある。

このため、社会保障審議会に、企業年金制度等についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年秋に部会を設置し、まずは健全化法の施行に向けた制度設計（厚生年金基金の特例解散の認定要件や第三者委員会の設置等）について議論を開始する（月 1 回程度での部会開催を予定）。

あわせて、企業年金制度全般の在り方等についても、公的年金制度の議論の動向を踏まえて、議論を開始することを予定している。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律について

厚生労働省年金局

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の内容

1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応（国民年金法の一部改正）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、**不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正**
- (2) 不整合期間を「**カラ期間**」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、**無年金となることを防止**
- (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、**年金額を回復する機会を提供**（3年間の時限措置）

(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。

3. その他（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正）

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

2. 施行期日

- 1は、公布日（平成25年6月26日）から1年を超えない範囲で政令で定める日
- 2は、平成25年7月1日((3)は平成27年4月1日、(1)は平成30年4月1日)
- 3は、公布日（平成25年6月26日）

年金制度の体系

(数値は、平成24年3月末)

加入員数 52万人
加入者数 13万人

加入者数 421万人
加入者数 801万人

加入員数 437万人
※受給者数 293万人
事業所数 11万事業所

国民年金基金
確定拠出年金(個人型)

確定拠出年金(企業型)
確定給付企業年金

厚生年金基金
(代行部分)

職域加算部分

厚生年金保険
被保険者数 3,451万人
※受給者数 3,048万人
事業所数 175万事業所

共済年金

加入員数 442万人

国民年金(基礎年金)

第2号被保険者の被扶養配偶者
978万人
第3号被保険者

自営業者等
1,904万人
第1号被保険者

民間サラリーマン
3,893万人
第2号被保険者等

公務員等

6,775万人

厚生年金基金制度改革の基本構造

厚生年金被保険者を含めたリスクの
分かち合いによる代行割れの早期解決

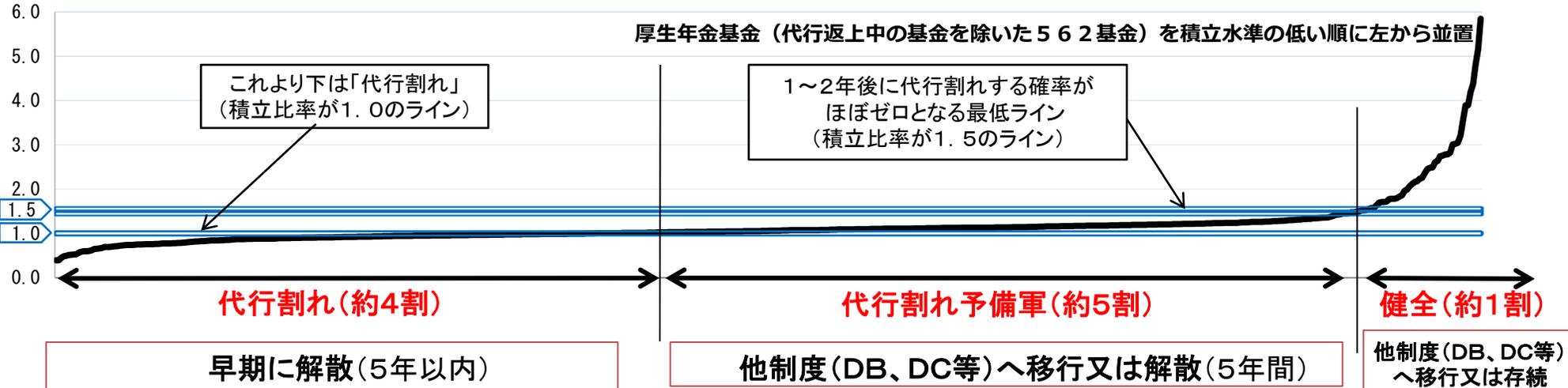


代行割れを再び起こさない
ための制度的措置

代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB: 確定給付企業年金
DC: 確定拠出年金

代行部分に対する積立比率



主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
 - ・事業所間の連帯債務外し
 - ・利息の固定金利化
 - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

主な対策

- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
 - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設
 - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
 - ・簡易な制度設計(例:数理計算)で設立できるDBの対象拡大 など
- 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

代行割れ基金の早期解散のための方策

特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年後)

1. 分割納付の特例(代行割れ基金対象)

- ①事業所間の連帯債務外し
- ②利息の固定金利化
- ③最長納付期間の延長(15年→30年)

2. 最低責任準備金(代行部分の債務)の精緻化(全基金対象)

- ①代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正(一律設定→受給者の年齢区分に応じた3段階設定)
- ②計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正

3. 納付額の特例(代行割れ基金対象)

次のいずれか低い額(＝現行特例と同じ)

- ①通常ルールで計算した額(平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回りをを用いて計算)
- ②基金設立時から厚年本体の実績利回りをを用いて計算した額

※利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

4. 解散プロセス

- ①自主解散を基本。厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散を促す「清算型解散」の仕組みを導入。
- ②第三者委員会における適用条件等の審査。適用条件は客観的に設定。 ※条件設定に当たり、被災地には一定の配慮を検討。
- ③特例解散の適用を受ける基金の受給者は申請(指定)時点以降、上乘せ給付を支給停止。
- ④申請(指定)以降、年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組みを導入。

解散認可基準の緩和

1. 代議員会における法定議決要件

代議員の定数の4分の3以上による議決 → 代議員の定数の3分の2以上による議決

2. 解散認可申請に際しての事前手続要件

全事業主の4分の3以上の同意 → 全事業主の3分の2以上の同意

全加入員の4分の3以上の同意 → 全加入員の3分の2以上の同意

3. 解散認可申請に際しての理由要件

母体企業の経営悪化等 → 撤廃

※ 代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

改正による代行割れ基金の負担額の変化（粗い試算）

- 最低責任準備金（代行部分の債務）の精緻化を行った後の代行割れ総額は▲約6000億円で、精緻化前の代行割れ総額▲約1兆1,000億円と比較すると約5割減となる。（平成23年度末時点の推計）
- 精緻化に加え、特例解散制度による納付額の特例を適用すると、不足額の返還のための事業主の負担額（加入員1人当たり）は、平均で約5割減となる。（平成23年度末時点の推計）

○事業主負担額（加入員1人当たり）は、平均で約5割の減。
 ○事業主負担額が150万円以上（加入員1人当たり）となる基金でも、**15～20年の分割払いとすれば**、1年当たりの負担額は、**現行の上乗せ掛金とほぼ同じ水準**（平成23年度末時点の推計）

○事業主負担額（加入員1人当たり）が**50%以上減額となる基金**は、**全体の約6割**。（平成23年度末時点の推計）

※ 上記負担額には利息は考慮していない。実際の分割払いの利息は、今回の法改正で国債金利等をもとに、固定金利化する予定。

(1) 事業主の負担額（加入員1人当たり）の分布

負担額 （加入者1人当たり） （万円）	現行 （基金数）	計算の精緻化 +納付額特例適用 （基金数）
150 ~	30	10
100 ~ 150	31	16
50 ~ 100	66	36
10 ~ 50	82	94
0 ~ 10	1	33
0	0	21
計	210	210



平均	86万円	44万円 (▲50%)
最高額	550万円	228万円

（参考）代行割れ基金の上乗せ掛金の年間平均額
 =約12万円

10年分割 … 22.8万円
 15年分割 … 15.2万円
 20年分割 … 11.4万円

(2) 事業主の負担額（加入者1人当たり）の分布

負担額の変化率 ※平均は△57%	基金数
△ 0 ~ △25%	21
△25 ~ △50%	70
△50 ~ △75%	63
△75 ~ △100%	35
△100%	21
計	210 (100%)

91

(43%)

119

(57%)

（注）平成23年度末に存在する厚生年金基金（代行返上基金を除く562基金）のうち、期ずれと0.875見直し後の代行割れ210基金についてのごく粗い試算。

代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

基本的な考え方

- 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3400万人）の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

具体的な仕組み

- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

基準の考え方＝「代行資産の保全」の観点から設定

- (1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

純資産（時価） \geq 最低責任準備金（代行部分の債務） $\times 1.5$ （※）

- (2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

純資産（時価） \geq 決算日までの加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務
（＝非継続基準による要積立額）

※1.5の根拠

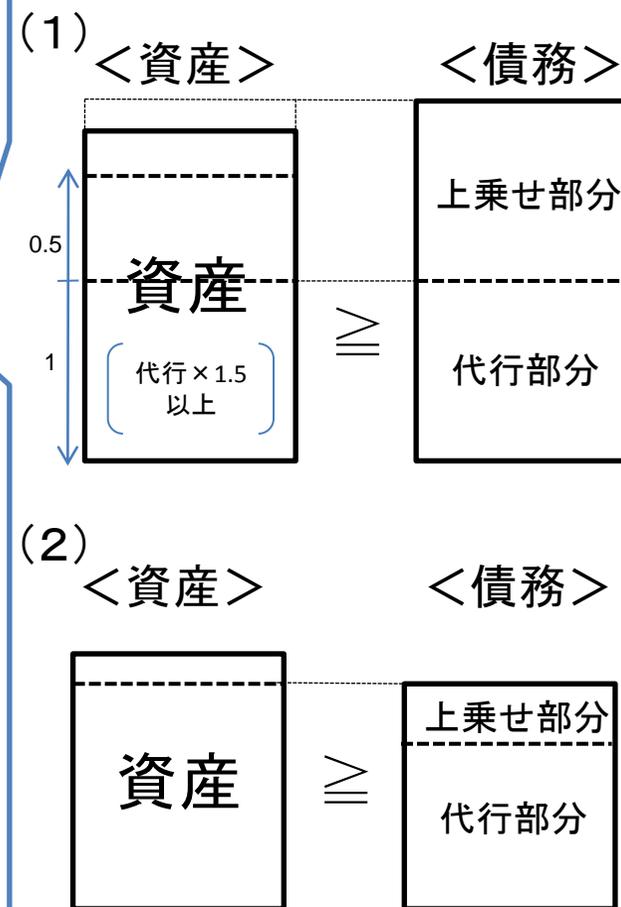
- 以下のデータに基づき設定

①過去12年間の全基金の決算データでは1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上。

②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上。（保険会社の健全性基準の考え方を参考）

〈参考〉平成23年度決算データに基づく平成25年3月末時点での状況

(1) 及び (2) を満たす基金数：13 (1) のみ満たす基金数：34 (2) のみ満たす基金数：7

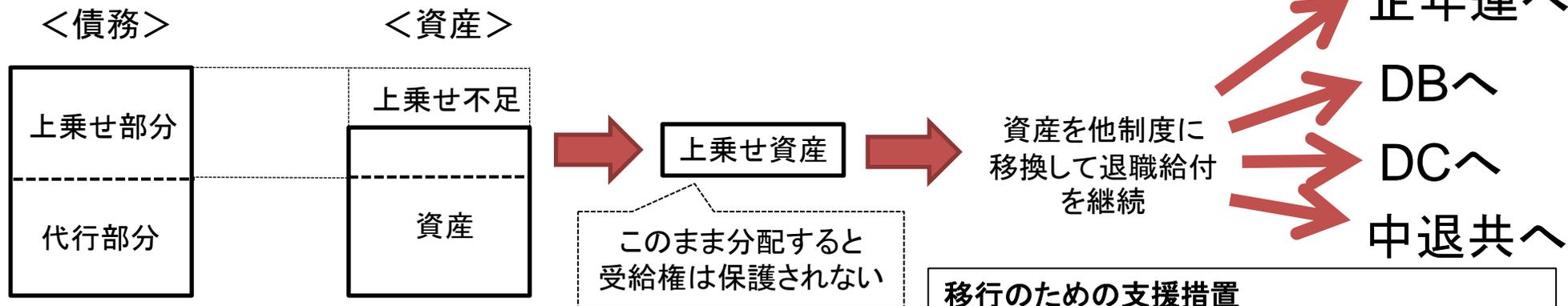


上乗せ部分の受給権を保全するための措置

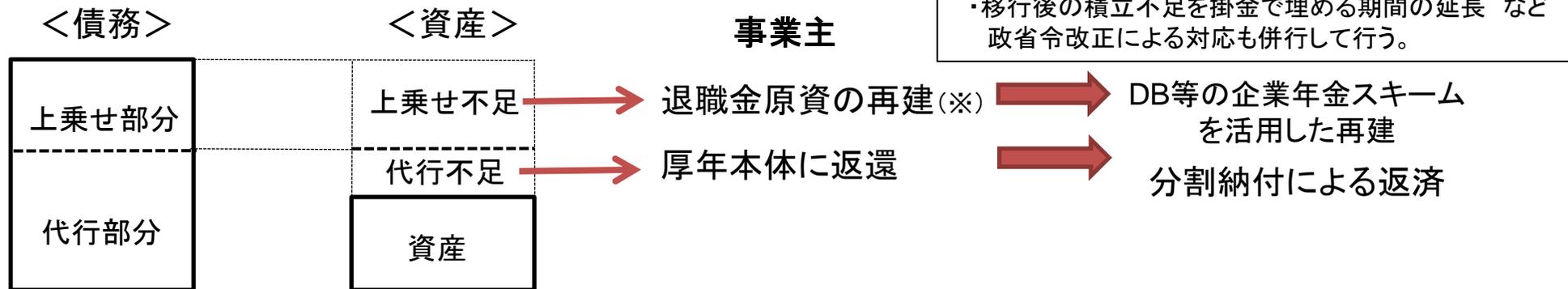
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール。

- ① 代行給付 = 必ず保全される（厚生年金本体が支給）
- ② 上乗せ給付（3階部分） = 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会に移換）

【ケース1：代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



【ケース2：代行割れ基金】



移行のための支援措置

- ・解散後、事業所（企業）単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設（法律事項）
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長 など 政省令改正による対応も併行して行う。

※1 一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

※2 ケース1及びケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第63号) 附則 (抜粋)

(自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第十一条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付(以下「老齢年金給付等」という。))に充てるべき積立金をいう。附則第四十条第二項第三号及び第三項第三号、第五十三条、第五十五条第一項、第六十条、第七十条第二項並びに第七十一条第二項を除き、以下同じ。)の額(前条第一項(第九項若しくは次条第十項又は附則第十九条第十項、第二十条第五項若しくは第二十一条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により前納された場合にあつては、当該前納された額を加えて得た額。以下同じ。)が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの(以下「自主解散型基金」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請をした自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

7～9 (略)

(自主解散型納付計画の承認)

第十二条 自主解散型基金及びその設立事業所(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)の事業主(当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主。次項及び第七項において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「自主解散型納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

2～6 (略)

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件

に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。

二 当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した自主解散型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内（五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内）であることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該自主解散型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

9 厚生労働大臣は、第七項の規定により承認をしようとするとき、及び前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

10 (略)

(自主解散型納付計画の変更)

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の当該事業主の自主解散型納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年）を超えることができない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3～ (略)

(清算型基金の指定)

第十九条 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4～（略）

（清算未了特定基金型納付計画の承認）

第三十条 清算未了特定基金（附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の設立事業所の事業主（当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主。第七項第一号において同じ。）は、それぞれ、責任準備金相当額（当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合にあつては、当該減額責任準備金相当額。次条第一項において同じ。）のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）を作成し、当該清算未了特定基金の同意を得た上で、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算未了特定基金型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

2～6 （略）

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立しているときは、当該清算未了特定基金を設立している各事業主の清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算未了特定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間の全部が当該清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して三十年以内にあることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 当該清算未了特定基金について、その猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

（施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例）

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金（附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十九条第五項第四号に該当するものとみなすことができる。

一 存続厚生年金基金の事業年度の末日（以下この項において「基準日」という。）における年金

給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。

二 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。

イ 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額

ロ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者について当該基準日までの加入員であった期間（当該存続厚生年金基金の加入員となる前の期間その他の政令で定める期間を含む。）に係る年金たる給付（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。）又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

2 前項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十九条第五項第四号に該当するものとみなして、同項の規定により当該存続厚生年金基金の解散を命じようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。